

(書評と紹介) マルク・ブロック『封建社会』と朝河貫一

佐藤雄基

— 予備的考察として —

はじめに

海外の日本史研究が如何なる現状にあるのか、筆者の専門である古代・中世史に関していえば、東京大学史料編纂所などにおいて組織的な取り組みが行われているものの、今なお日本の学界において十分に知られているとは言いがたい。だが、それ以上に知られていないのが、欧米圏の日本史研究を媒介にして世界に伝わった日本史像が、海外の人文学・社会科学にどのような影響ないし痕跡を残してきたのかという問題であると思われる。

この問題を史学史の中で具体的に検討する手がかりとして、二十世紀前半に英語圏の日本史家・比較法制史家として活躍した朝河貫一(一八七三—一九四八)とフランスの西洋史家マルク・ブロック Marc Bloch (一八八六—一九四四)との交流について取り上げたい。朝河はアメリカのイェール大学で教鞭をとり、比較封建論の先駆者とし

て封建制概念を用いた日本史叙述を試み、一九二九年には日本封建制の基礎史料として薩摩国(現・鹿児島)の武家に伝わる「入来文書」の英訳(*The documents of Iriki*)を刊行し、それによって国際的な評価を得た⁽¹⁾。一方、ブロックはアナール学派の創始者として知られ、比較史的・全体史的な観点から封建社会論を構想し、一九三九年・四〇年には名著『封建社会』(*La société féodale*)を完成させた⁽²⁾。

両者の交流は一九二九年に始まるが、この年は朝河が『入来文書』を刊行するとともに、ブロックが盟友リュシアン・フェーヴルとともに『社会経済史年報』(アナール)を創刊して所謂アナール学派を旗揚げした転機の年であった。それ以降(1)ブロックが朝河の『入来文書』を高く評価し、朝河論文に言及した書評をアナールに二度書いていること⁽³⁾、(2)アナールに朝河が書評・研究動向を二度寄稿したこと⁽⁴⁾、(3)朝河が日本の雑誌にブロックの書評を寄稿したこと⁽⁵⁾、という事実関係が指摘されている。だが、互いの封建論にいかなる影響を与えたのか、エピソード紹介にとどまらない内在的検討は、従来

十分に行われてこなかったきらいがある。

二〇〇九年度の東京大学法学部の日本法制史演習（新田一郎教授）では、イェール大学図書館所蔵の朝河ペーパーズの書簡を中心として、手稿を含む朝河・ブロック往復書簡（一九二九—一九三九）の翻刻・翻訳・註釈を行い、両者の交流の実態を探った⁷⁾。その成果は別の機会に発表される予定であるが、筆者もその演習に参加し、往復書簡読解の準備作業として、ブロックの『封建社会』の記述と朝河の日本封建制論との対照を行ったことがある。

『封建社会』は二十世紀歴史学の古典の中の古典として現在なお高い評価を受けているが、日本封建制との比較という視点から西欧封建制の特徴を論じていることは意外に知られていない。同書の邦訳の監訳者となる西洋史家の堀米庸三がかつて「ブロックの畢竟の名著『封建社会』の日本に関する部分は、朝河氏の研究に基づいている。」⁸⁾と指摘して以来、『封建社会』の日本関係の叙述が朝河に依拠していることは漠然と知られていた。だが、『封建社会』がその典拠を註としてはほとんど明記していないことや、朝河の封建制論が十分に知られてこなかったこともあり、どの個所が朝河に依拠しているのかという点は、具体的には指摘されてこなかった。そこで本稿では、『封建社会』の日本封建制の記述と朝河の研究との対応関係を提示することで、ブロックと朝河の交流について紹介しつつ、両者の比較封建制論について本格的に検討するための準備作業としたい。

一 「封建社会」における日本封建制の記述

ブロックは『封建社会』の中で約五箇所において日本に言及してい

る。以下、その記述を順に列挙していく（頁番号は堀米庸三監訳の岩波書店版（一九九五年）に対応）。

I 「異民族侵入からのこの異例な免疫こそ—その特権を西欧と共有するのはほとんど日本だけである—語の深淵かつ正当な意味において、ヨーロッパ文明を支える基本的要因の一つであった、と考えて差し支えない」（七八頁）

II 《武士は二君に見えず》という日本の格言を引き合いにして「フランクの家臣制の準則も、はじめはまさしくこのようなものであった」（二六三頁）が、その後は複数の主君に臣従礼をとることが広まった。一方、「日本では、例外的な濫用による場合を除いて、複数の誠実関係はみられなかったが、知行は世襲化されたばかりか、分割されることさえあった。」（二六五頁）（二八三頁も参照）

III ヨーロッパの封建制では「年代的に先行し、本性において家臣の組織とは異質な王権が、まさしくその組織の頂点を占めた」のに対して、日本では「古い王権」である天皇と「ヨーロッパの封建制度に酷似した人身と土地の従属の体系」の頂点である將軍という二つの制度が併存し、將軍が実権を掌握した（四七二頁）。

IV 第二卷第三篇第一章「社会類型としての封建制」では「すでに最も健全な比較史的方法に立脚していると折紙のついているいくつかのすぐれた研究」によって日本封建制を概観する（五四八・五四九頁）。

i 先行社会の規定性について：ヨーロッパの封建制が先行するローマ的な要素とゲルマン的な要素との結合によって生じたのと同様に、日本封建制もまた先行する「きわめて異なった二つ

の社会構造」(日本の血族集団の社会と中国の政治体制)の「刻印を深部において保持し続けていた。」

ii 君主権と封建制との関係について:「君主権は、すでに述べたように―臣従関係の鎖が皇帝「天皇」に達する前に停つてしまったので―固有の意味での封建的な組織とはヨーロッパの場合以上に異質であったが、法的には、あらゆる権力の理論的源泉として存続していた。」「また日本においても、支配権の細分化は、実際にはきわめて古い諸慣行に培われて生じたものだが、公式には国家に対する一連の侵害とみなされた。」

iii 家臣制における契約性について:日本の家臣制は複数の主君をもつことを認めておらず、「はるかに多く服従の行為であり、契約としての性格は乏しかった。」

iv 領主経営について:日本では家臣の数が多い結果、「家臣たちは、従属民に対し強力な権力を行使しうる真の領主所領を創り出すことはできなかった。領主所領が形成されたのはほとんどもっぱら豪族層と寺院のばあいに限られている。その所領も、かなり著しい散在構造を示しており、また直接経営のための直営地を欠い」ていた。「この国では灌漑された稲作水田が支配的な耕作形態」であった結果、「農民の従属も独自の形態をとらざるをえなかった」。

v 日欧比較を通じた「かなり確実な結論」として:「封建制は決して、『世界でただ一度起こった出来事』ではなかった」とした上で、他の諸社会もヨーロッパと同じく封建制という段階を通過したのであるうか、それならば「共通の原因の影響」を探る必要があるという問いを提示する。

V 『封建社会』の結びとして:「封建的主従関係の枠組の外に皇帝「天皇」という神的権力を残していた日本においては、多くの点でわれわれの封建制ときわめて近似した制度があったにもかかわらず、そこから代議制的なものが生れなかったということも、単なる偶然ではなかった。われわれヨーロッパの封建制の独自性は、権力を拘束することを可能にしたこの契約の観念に力点が置かれていた、という点にある。そのことによって、たとえこの制度が下層の人々にとってどんなに過酷なものであったにせよ、封建制はわれわれの文明に、われわれが今日なおそれを糧として生きることが望むものにかを、まさしく遺贈してくれたのである。」(五五五頁)

二 『封建社会』と朝河貫一との対応関係

『封建社会』の日本封建制の記述について、その典拠は註というたちでは示されていない。『封建社会』巻末の文献リストには、朝河貫一の著書 *The documents of Iriki* (入来文書) と「The Origin of the Feudal Land Tenure in Japan」(日本における封建的土地保有の起源)(一九一四年)及び「The Early SHO and the Early Manor: a Comparative Study」(初期の荘と初期のマナー…比較研究)(一九二九年)という二論文が挙げられている⁽¹⁰⁾。この参考文献リストには、福田徳三や上原専祿、サンソムの著作も挙げられており、朝河の研究のどの部分がブロックに影響を与えたと想定できるのかは自明ではないが、(II) (V) には朝河の学説との関係を確認することができる⁽¹¹⁾。順に見ていこう。

第一に、(IV-i) にみられる日欧の封建制の成立を考える際に先

行文明（ローマ・中国）の存在を重視する構想は、朝河の『入来文書』にも見られた。朝河は『入来文書』において、日本とフランスにおける封建制の起源として「三つの要素の相互反応―すなわち二つの源（ドイツとローマ・日本と中国）の文化および制度、そして変化する社会的条件⁽¹²⁾」を挙げている。すなわち封建制は「氏族生活の記憶と国家政治の経験」の融合、すなわち西欧ではゲルマン社会にローマの古代文明が接続され、日本では中国の古代文明が日本社会に導入されたことよって生まれたものとする。

この点に関連して、ブロックは（Ⅳ・Ⅴ）で「封建制は決して、『世界でただ一度起こった出来事』ではなかった」として論じている点が興味深い。ブロックがこのように強調する背景には、非西欧世界の歴史と向き合う中で、西欧史の「封建制」概念の他地域への適用可能性をめぐる十八世紀のモンテスキューとヴォルテール以来の論争があった（五四一頁）。そしてブロックは日本封建制を引き合いにして、封建制＝特殊西欧的という見解に反論し、「共通の原因の影響」をもつ非西欧地域においても封建制は発展し得ると主張しているのである。必要な条件が整えば封建制が発達するという発想は、朝河の一九一八年の論文“Some Aspects of Japanese Feudal Institutions”（「日本封建制の諸相」）にも確認できる⁽¹³⁾。すなわち朝河は、封建制誕生の条件を挙げ、封建制の発達を人類社会の普遍的な現象ではなく、ヨーロッパや日本のような限られた地域にのみ見られた「幸運な変則」（a fortunate abnormality）であるという。朝河のほうは封建制の特殊性（一種の日本特殊論）にウェイトを置く点に留意したい。

第二に、（Ⅲ）と（Ⅳ・ii）の封建制と王権との関係について、朝河は一九三三年の論文「源頼朝の幕府創設」において、封建制の頂点

に位置するのは將軍であり、天皇は封建制的秩序の外にいたという認識を示していた⁽¹⁴⁾。この論文について、（後日紹介予定の）一九三二年のブロック宛書簡の中で朝河は「その問題は未だ日本の学者たちによって制度的に取り扱われたことがありません。（中略）日本封建制とヨーロッパとの相違の理由の全ては、まさに頼朝の創設した最初の体制の中に含まれています。」という自負を述べている。

第三に、（Ⅱ）と（Ⅳ・iii）、（Ⅴ）は、日欧封建制の歴史的展開の相違の由来を日本の家臣制における契約性の弱さに求める理解であるが、朝河自身が『入来文書』において論じている⁽¹⁵⁾。それに依拠しているためであろうか、ブロックの記述は一層概説的である。

第四に、（Ⅳ・iv）で指摘されている日本における領主直営地の僅少さや稲作水田の規定性については、特に一九二九年の論文「日本史における農業…一般的考察」に依拠していると考えられる。朝河は、農業技術の相違に由来する日欧の領主経営・農村の構造的差異を論じている。すなわちヨーロッパの農業が、大規模な牧畜を伴う農民の共同体・共同耕作を基礎として、広大な領主直営地を展開させたのに対して、日本の農業は、労働集約的な水稻耕作の必要上、土地と農民との結びつきが強く、農民の共同耕作を必要としなかったし、領主の直営地も発展しなかった、と。こうして村落における領主直営地と農民保有地から成る（現在では古典学説となる）ヨーロッパのマナー（莊園）像に対して、日本の莊園は領主直営地に乏しく、所領も散在的で、村落の実態と一致していなかったと朝河は論じた。ここから日本史上の莊園制を村落や封建制から峻別する朝河の日本封建制論が生まれ、清水三男ら戦前の日本史家に影響を与えたことが指摘されている⁽¹⁶⁾。

以上、ブロックの名著『封建社会』の日本封建制の記述を検出し、

朝河の影響について検証した。

おわりに

本稿でみてきたように、ブロックは朝河の日本封建制論を組み込むことで、比較史的観点から西欧封建社会を叙述した名著『封建社会』を完成した。一方、朝河は史料集である『入来文書』に対応する叙述編『南九州の封建体制』の執筆を再三予告しながらも、結局完成することができなかつた。⁽¹⁷⁾一九二九年に交流を始めた朝河とブロックという二人の比較史家の一九三〇年代の道のりを振り返るとき、明暗が分かれたという印象は否めない。未完に終わったために全体像の見えにくい朝河の日本封建制論について、今後ブロックとの比較を通して再検討を進めることが必要である。また、『封建社会』の文献リストに挙げられている他の文献についても検討することで、朝河とブロックの交流を第二次世界大戦前の国際的な学術交流の中で立体的に位置づけることも可能であると思われる。全て今後の課題としたい。

註

- (1) 朝河の代表的な評伝として、阿部善雄『最後の「日本人」朝河貫一の生涯』(岩波現代文庫、二〇〇四年、初版一九八三年)参照。朝河研究の現状と課題については、拙稿「朝河貫一の比較封建制論の再評価をめぐって―イェール大学図書館所蔵「朝河ペーパーズ」の紹介―」(『歴史評論』七〇八号、二〇〇九年)参照。
- (2) ブロックの代表的な評伝として、キャロル・フィンク著／河原

温訳『マルク・ブロック 歴史のなかの生涯』(平凡社、一九九四年、原著一九八九年)および二宮宏之『マルク・ブロックを読む』(岩波書店、二〇〇五年)参照。

- (3) Marc Bloch, Un essai d'histoire comparée : Europe occidentale et Japon, *Annales d'histoire économique et sociale*, t.2, No.5, 1930, p.136-137 および Marc Bloch, Une Féodalité, Vassalité, Seigneurie : à propos de quelques travaux récents, *Annales d'histoire économique et sociale*, t.3, No.10, 1931, pp.246-260 のうち後者(特に朝河に言及している箇所は二四八―二五一頁)については、渡辺節夫訳(河音能平「マルク・ブロックの日本封建制論―朝河貫一の諸著作への書評―」『世界史のなかの日本中世文書』文理閣、一九九六年)と松井道昭訳(朝河貫一著・矢吹晋訳『入来文書』柏書房、二〇〇五年、六三〇―六四五頁)がある。

- (4) *Annales d'histoire économique et sociale*, t.3, No.11, 1931, pp.454-460 掲載の竹越与三郎『日本経済史』・瀧川政次郎『日本奴隷経済史』・三浦周行監修『堺市史』の書評および Kasakawa, La place de la religion dans l'histoire économique et sociale du Japon, *Annales d'histoire économique et sociale*, t.5, No.20, 1933, pp.125-140 後者の邦訳が原輝史「朝河貫一『日本の社会経済史上における宗教の位置』をめぐって」(『早稲田商学』三五七号、一九九三年)である。

- (5) 「プロッシ教授の「仏国田園史特徴論」」(『社会経済史学』五卷九号、一九三五年)。
- (6) 前掲註(1)阿部著一五八―一六〇頁、前掲註(2)二宮著六―八頁、原輝史「二人の比較史家・朝河貫一とM・ブロックの

- 『社会経済史年報』誌上論文』（朝河貫一研究会編『朝河貫一の世界』早稲田大学出版部、一九九三年）、山内晴子『朝河貫一論…その学問形成と実践』（早稲田大学出版部、二〇〇九年）など。
- (7) 朝河貫一受発信書簡の状況については、朝河貫一書簡編集委員会編『朝河貫一書簡集』（早稲田大学出版部、一九九〇年）四九～六五頁および拙稿「イェール大学図書館所蔵朝河貫一文書（朝河ペーパーズ）の基礎的研究」（『東京大学日本史学研究室紀要』一三三号、二〇〇九年）三九頁。
- (8) 前掲註(2)ニ宮著および千脇修「マルク・プロックの封建時代―『封建社会』を読み返す―」（『史観』一四七冊、二〇〇二年）。なお本文で用いた岩波書店版の他、みずす書房版（新村猛他訳、一九七三・七七年）の邦訳がある。
- (9) 堀米庸三「封建制再評価への試論」（『歴史の意味』中央公論社、一九七〇年、初出一九六六年）一七〇頁。
- (10) ともに朝河貫一著書刊行委員会編の遺稿集 *Land and society in medieval Japan*（日本学術振興会、一九六五年、奥付タイトル『莊園研究』）に収録されている。
- (11) 異民族の侵入とその後の「平和」が封建制をもたらしたという(1)の着想は、当時としても斬新であり（前掲註(8)千脇論文六一頁）、最近桜井英治氏によって再評価されている（これからの中世史研究 比較史および経済史の視点から）『歴史科学』一九四号、二〇〇八年）。このタイプの着想は第二次世界大戦後の梅棹忠夫の「文明の生態史観」にも通じる。今後検討したい。
- (12) 朝河貫一著書刊行委員会編『入来文書』（紀伊國屋書店、二〇〇〇年、一九五五年の復刻版）七九頁。

- (13) 前掲註(10)『莊園研究』所収。引用箇所は一九八頁。
- (14) 前掲註(10)『莊園研究』所収。
- (15) 前掲註(12)『入来文書』七九～八一頁。牧健二「朝河貫一氏の英文『入来文書』に就いて」（『法学論叢』二三卷二号、一九二九年）。
- (16) 前掲註(9)堀米著一七三～一七七頁。
- (17) 前掲註(1)拙稿九二頁。

【附記】 本稿は平成二十一年度科学研究費補助金（特別研究員奨励費）による研究成果の一部である。本稿の内容は二〇〇九年四月二十一日に東京大学法学部の日本法制史演習において筆者の行った報告を基にしており、その際に新田一郎先生およびゼミ参加者の皆様から数々の貴重なご教示を賜った。末尾ながら記して謝意を表したい。